

もったいない・あおもり県民運動キャラクター「エッコー」着ぐるみ貸出し・使用規程

1 目的

本県における温室効果ガスの削減及びごみの排出抑制とリサイクル率の向上を図る、もったいない・あおもり県民運動の普及啓発を進めるため、シンボルキャラクターである「エッコー」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸し出すこととし、その貸出し及び使用について、必要な事項を定めるものとする。

2 貸出機関

着ぐるみの貸出しは、資源循環推進課が行う。

3 対象

貸出しの対象は、県、県内市町村及び関係各機関・団体、教育関係機関のほか、県が適当と認める者とする。

4 貸出物品

着ぐるみセット

- ・着ぐるみ本体 1 体
- ・送風機及び配線コード 1 セット
- ・ベスト 1 着
- ・バッテリー 2 台
- ・バッテリー充電器 1 台
- ・取扱説明書 1 冊
- ・操作棒 2 本
- ・バッグ及びキャリー 1 台

5 貸出方法

- (1) 着ぐるみの借受けを希望する者（以下「借受希望者」という。）は、「エッコー」着ぐるみ借受申込書（様式 1）を借受けを希望する 2 か月前から 1 週間前の日の午後 5 時までの間に貸出機関に提出するものとする。
- (2) 貸出機関は、前項による申請が適当と認められるときは、借受希望者に対して、着ぐるみを貸し出すものとする。
- (3) 貸出しを受ける者（以下「借受者」という。）は、原則として、貸出機関から着ぐるみを直接受け取り、使用後は、責任をもって速やかに返却するものとする。

6 料金

貸出料金は無料とする。ただし、運搬に係る経費は借受者の負担とする。

7 その他

借受者が着ぐるみを破損又は汚損した際は、借受者の責任と負担により、現物又は実費をもって弁償するものとする。

8 使用方法

- (1) 借受者は、着ぐるみの使用趣旨に則して利用するものとする。
- (2) 借受者は、第三者に転貸しないものとする。
- (3) 借受者は、着ぐるみの使用及び使用後の手入れについては別紙の注意事項により取り扱うものとする。

9 貸出機関の責任

着ぐるみの貸出し及び使用、又は貸出承諾の取消し等により、使用者が被った損害、又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、貸出機関は一切その責めを負わない。

附則

この規程は、平成29年4月14日から施行する。

この規程は、令和6年3月18日から施行する。

この規程は、令和7年5月12日から施行する。

別 紙

着ぐるみの使用及び使用後の手入れに関する注意事項

（着用前）

- 1 着脱や備品の取扱い方法について、備付けの取扱説明書を熟読すること。
- 2 内容物が揃っているか確認すること。
- 3 着ぐるみは土足で着用しないこと。

（着用中）

- 1 着用・歩行補助、外部の案内のため、アテンド（補助）を1名以上つけること。
- 2 会場の気温、天候等を考慮し、着用者の水分補給や頭部等の冷却など、十分な暑さ対策をすること。
また、長時間着用する場合は適宜休憩をとるなど、無理のない着用をすること。
（一般的な着用時間は30分程度）
- 3 着用中のバッテリー切れに注意すること。（バッテリーはフルで約90分稼働）

（アテンドの注意事項）

- 1 周囲に十分注意し、誘導すること。
- 2 飲食物を持っている者が近くにいない場合は、着ぐるみに近づかないように注意すること。化粧に関しても同様に注意すること。（頬ずり等）

（使用後）

- 1 汗がついた場合や着ぐるみが濡れた場合は、干して乾かすこと。
- 2 着ぐるみの手足は毎回拭いてケアすること。
- 3 丁寧にたたむこと。
- 4 バッテリーの充電を済ませ、原状回復の上、返却すること。

（その他）

- 1 雨天時の屋外での使用は禁止とする。
- 2 キャラクターのイメージを保つため、着ぐるみ着用時の声出しは慎むこと。また、公衆の面前での着脱は行わないこと。